

令和6年度佐賀県介護の魅力発見バスツアー実施

業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 概要

県内の介護人材の確保を目的に、若者を対象とした介護の職場等の見学・体験ツアーを実施する。

については、企画コンペ方式により令和6年度佐賀県介護の魅力発見バスツアー実施業務について意欲のある事業者を募集する。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

令和6年度佐賀県介護の魅力発見バスツアー実施業務

(2) 業務の内容

別紙 委託業務仕様書のとおり

(3) 予算額

金6,933千円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

3 参加者の資格要件

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や、入札等で不正行為を行った者）でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。

4 企画コンペに係るスケジュール (予定)

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 (県ホームページ) | 決裁後 |
| (2) 事前説明会参加申込期限 | 令和6年4月19日 (金) 17時 |
| (3) 事前説明会 (オリエンテーション) | 令和6年4月22日 (月) 16時00分～ |
| (4) 企画コンペ参加申込書提出期限 | 令和6年4月26日 (金) 17時 |
| 参加資格確認の結果は、令和6年5月10日 (金) 17時までに通知します。 | |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和6年5月15日 (水) 17時 |
| (6) 企画コンペ (プレゼンテーション・審査会) | 令和6年5月21日 (火) 予定 |
| (7) 委託先決定 | 令和6年5月28日 (火) までの間 (予定) |

5 実施スケジュール及び提出物等詳細

(1) 事前説明会 (オリエンテーション)

ア 日時：令和6年4月22日 (月) 16時00分～

イ 方法：WEB 会議システム (WebEx) で行う。

① 参加申込み後、県から WEB 会議システムへのアクセス方法などを記載した案内メールを送付する。

② ①のメールでの案内に従い(1)で指定した時刻に県の WEB 会議システムにアクセスし、参加する。

※ 参加に当たりインターネットに接続可能なパソコン (WEB カメラ、マイクを含む) 等をオリエンテーションまでに参加者自身で用意すること。

ウ 参加申込：メールにて参加者の事前連絡を行うこと。

① 申込期限：令和6年4月 ~~18日(木)~~ 19日(金) 17時

② 記載内容

・タイトル：佐賀県介護の魅力発見バスツアー業務委託に係る説明会 参加申込

・本文：会社名等、担当部署、参加者氏名、連絡先 (メールアドレス含む)

③メール送付先：kaigoshidou@pref.saga.lg.jp (佐賀県 長寿社会課 介護指導担当)

※事前説明会への出欠は当該企画コンペへの参加に影響しない。

(2) 企画コンペ参加申込み

ア 提出期限：令和6年4月26日（金）17時必着

- イ 提出書類：①企画コンペ参加申込書（様式1） 1部
②会社概要（パンフレットで可） 1部
③業務実績書（様式2） 1部

※業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、適正に履行完了したことが確認できる書類の写し、業務仕様書、チラシや案内文等）を添付する。

- ④誓約書（様式3） 1部

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配送記録が残る方法とすること。

（3）企画コンペに係る質問について

質問は、令和6年5月10日（金）17時まで電子メールにて受け付ける。寄せられた質問及びそれに対する回答は、必要に応じてHPで公開する。

なお、質問メールを送付した際は、必ず送付した旨電話をすること。

送付先：kaigoshidou@pref.saga.lg.jp

（4）企画提案書の提出

ア 提出期限：令和6年5月15日（水）17時必着

- イ 提出書類： ①企画提案書（任意様式） 5部
②見積書（任意様式） 5部

ウ 企画提案の内容

提案書の内容は、下記の内容を含むものとする。

- ① 見学・体験ツアー企画の考え方
- ② 企画・運営・実施に関する提案
（実施日程、実施場所、見学・体験ツアー内容等の提案の詳細が分かる資料等を含む）
- ③ 参加者の募集、集客方法に関する提案（広報媒体、回数といった具体的手法を含む）
- ④ 参加者アンケートの実施方法等に関する提案
- ⑤ その他 本事業に効果的な提案（任意）
- ⑥ 進行管理に対する提案（工程表を含む）
- ⑦ 業務実施体制及び要員に関する提案（業務実施体制表、責任者等の明記）
- ⑧ 過去3年間の類する見学・体験ツアー運営業務実績（有する場合）

エ 見積書作成上の注意

見積書は、見積額（消費税及び地方消費税額を含む金額）及びその明細について記載すること。一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

オ 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等は返却しない。

企画提案書の受領後、企画コンペ実施者が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがある。

カ 提出方法：郵送又は持参（必着）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

キ 提出先：佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 介護指導担当

（佐賀市城内 1-1-59 新館 3階）

（5）企画コンペ（プレゼンテーション・審査会）の開催

ア 開催日程：令和6年5月21日（火）予定

※時間等の詳細については参加者に後日連絡する

イ 実施方法：WEB 会議システム（WebEx）で行う。

参加者は、事前に提出した提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

※ 参加に当たりインターネットに接続可能なパソコン（WEB カメラ、マイクを含む）等を参加者自身で用意すること。

（6）審査結果通知

ア 通知日 令和6年5月28日（火）までの間（予定）

イ 通知方法 郵送

6 評価基準と最優秀提案の決定方法

（1）評価基準は別表1「評価基準」のとおりとする。

（2）提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

（3）評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

（4）最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、「企画内容評価」が高い者を最優秀提案者とする。

7 契約保証金

（1） 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

（2） 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

（3） 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が、契約を履行しないこととなるお

それがないとき

8 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

9 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

10 その他留意事項

- (1) 企画書等の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、参加者の負担とする。
- (2) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (3) 本企画コンペは参加にあたって県から情報提供を行うため、知り得た情報は他に漏らさず、本企画コンペのみに使用することとし、本企画コンペ終了後、選外となった場合は速やかに破棄すること。
- (4) 本企画コンペに参加する者は、本実施要領の条件を承諾したものとみなし、過失により、県もしくは、第三者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。

11 問合せ先

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 介護指導担当 西、安心院

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

電話：0952-25-7105 FAX：0952-25-7265

E-mail：kaigoshidou@pref.saga.lg.jp